

長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第3号

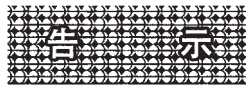
長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則の一部を改正する規則
長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく不服の申出の審査等に関する規則(平成15年長野県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第13条第1項」を「第17条第1項」に、「第14条第1項」を「第18条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人権・男女共同参画課



長野県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護、介護予防、居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所リハビリテーション	社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	介護老人保健施設わかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪3296番地1	平成20年1月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	指定短期入所生活介護わかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪3296番地1	平成20年1月1日
認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人峠茶屋	松本市刈谷原町469番地1	グループホームすみか	松本市反町707番地1	平成20年2月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人敬老園	上田市大字常磐城2256番地1	かるいざわ敬老園ヘルパーズステーション	北佐久郡軽井沢町大字追分1436番地	平成20年2月1日
	社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会	塩尻市広丘堅石2145番地388	ホームヘルパーズステーション社協ふれあい	塩尻市広丘堅石2145番地388	平成19年12月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人本城	東筑摩郡筑北村西条4084番地4	宅幼老所茶の間	東筑摩郡筑北村西条4084番地4	平成20年2月1日
介護予防通所リハビリテーション	社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	介護老人保健施設わかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪3296番地1	平成20年1月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	指定短期入所生活介護わかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪3296番地1	平成20年1月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	伊那市伊那3500番地1	越百園	上伊那郡飯島町七久保1338番地1	平成19年12月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	伊那市伊那3500番地1	特別養護老人ホームみのわ園	上伊那郡箕輪町大字三日町1660番地3	平成20年2月1日

	社会福祉法人上伊那福祉協会	伊那市伊那3500番地1	特別養護老人ホームかたくりの里	上伊那郡辰野町大字上島1766番地	平成20年2月1日
	社会福祉法人上伊那福祉協会	伊那市伊那3500番地1	特別養護老人ホームみすず寮	伊那市美篁7164番地2	平成20年2月1日
介護予防認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人峠茶屋	松本市刈谷原町469番地1	グループホームすみか	松本市反町707番地1	平成20年2月1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人本城	東筑摩郡筑北村西条4084番地4	宅幼老所茶の間	東筑摩郡筑北村西条4084番地4	平成20年2月1日
社会福祉法人麻績村社会福祉協議会	東筑摩郡麻績村麻2787番地	麻績村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東筑摩郡麻績村麻2787番地	平成20年2月1日
社会福祉法人ハイネスライフ	長野市大字南堀3番地1	朝日ホームおんせん指定居宅介護支援事業所	上高井郡高山村大字牧151番地1	平成20年2月1日
医療法人雨宮病院	佐久市下小田切字城下73番地	居宅介護支援事業所ケアセンターさくら	佐久市下小田切字城下73番地	平成20年2月1日

4 施設介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護老人保健施設 社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	介護老人保健施設わかかな	上伊那郡箕輪町大字東箕輪3296番地1	平成20年1月1日

地域福祉課

長野県告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事務所の名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会	塩尻市広丘堅石2145番地388	居宅介護支援事業所社協ふれあい	塩尻市広丘堅石2145番地388	居宅介護支援事業所社協ふれあい 塩尻市広丘堅石2145番地388	在宅介護支援センターききょうの郷 塩尻市広丘郷原1683番地1	平成19年12月1日

地域福祉課

長野県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上田丸子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字上田原字島原1349番の1地先から 上田市大字神畑字大道上840番の2地先まで	旧	7.0～9.0 m	0.5747 km
同 上	新	14.0～28.4 m	0.5754 km

道路管理課

長野県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 諏訪茅野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字四賀字芝平6256番の1地先から 諏訪市大字四賀字曲坂通6918番の2地先まで	旧	4.2～29.2 m	0.8540 km
同 上	新	9.4～107.8 m	0.8427 km

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 神ノ原青柳停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡原村字大久保裏26番の1地先から 諏訪郡原村字大久保裏47番の1地先まで	旧	3.6～8.0 m	0.3480 km
同 上	新	8.8～17.8 m	0.3480 km

道路管理課

長野県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路4252番の5地先から 飯田市川路4300番の6地先まで	旧	11.5～22.0 m	0.1800 km
同 上	新	11.7～23.0 m	0.1800 km

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路5587番の2地先から 飯田市川路5631番の4地先まで	旧	11.0～19.5 m	0.2413 km
同 上	新	15.0～60.5 m	0.2730 km

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5874番の4地先まで	旧	11.4～48.0 m	0.1940 km
飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5874番の4地先まで	新	21.0～60.0 m	0.1930 km
飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5271番の1地先まで		15.8～50.0 m	0.3133 km

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 天竜峡停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路4653番の1地先から 飯田市川路4537番の1地先まで	旧	5.7～16.0 m	0.1247 km
同 上	新	5.8～65.5 m	0.1452 km

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 上川路大畑線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市川路3375番の2地先から 飯田市川路4252番の2地先まで	旧	m 4.6~11.0	km 0.5625
飯田市川路3375番の2地先から 飯田市川路4252番の2地先まで	新	4.6~11.0	0.5625
飯田市川路7624番の1地先から 飯田市川路5567番の3地先まで		20.0~73.0	1.0023

道路管理課

長野県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町開田高原末川4241番の2地先から 木曾郡木曾町開田高原末川4292番の3地先まで	旧	m 10.0~30.5	km 0.3850
同 上	新	10.0~30.5	0.3850

道路管理課

長野県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 諏訪茅野線
- 2 供用を開始する区間
諏訪市大字四賀字芝平6079番地先から
諏訪市大字四賀字曲坂通6918番の21地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成20年2月28日

道路管理課

長野県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 361号
- 2 供用を開始する区間
木曾郡木曾町開田高原末川4241番の2地先から
木曾郡木曾町開田高原末川4292番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平20年2月28日

道路管理課

長野県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年3月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 117号
- 2 供用を開始する区間
長野市青木島町青木島宇宮崎乙273番の10地先から
長野市稲里町下水鮑字上街渠1234番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平20年2月28日

道路管理課

選告示第4号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成20年2月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる病院中「松本市開智2丁目3-50」を「松本市渚1丁目7番45号」に改める。

選挙管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会指示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年2月28日

長野県内水面漁場管理委員会会長

沖野 外輝夫

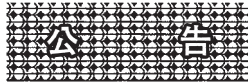
1 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。

2 指示の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年2月28日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年2月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新規就農支援センター

3 代表者の氏名

寺 島 康 夫

4 主たる事務所の所在地

上田市八木沢伊勢免930番地

5 定款に記載された目的

この法人は、新規就農従事者、農業事業関係者に対して農業に関するトータル事業（育苗、栽培、防除、収穫、販売）を教え、また農業関連資材の試験事業を通じ、環境保全型農業を考え、職業能力の開発拡充又は独立の機会、雇用機会の拡充を支援しながら就農を促し、農業に対する理解を深める活動をし、農業の担い手を育成しながら地域農業の活性化、食の安心、安全に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月28日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

行政情報ネットワーク接続用機器 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026(235)7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月11日（火）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。